

1 入所期間

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部、厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師の養成施設又はこれらの2以上の養成施設として認定されたものにあっては、2年から5年までとし、その他の施設にあっては、1年を原則とし、特に必要と認めるとときは6か月以内の延長を認めることができる。

2 心理的更生

第2章第3の3（肢体不自由者更生施設における心理的更生）に準じて取り扱うこと。

3 職業的更生

職業的更生については、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの訓練科目のほか視覚障害者に適当なその他の科目を実施するように努めるとともに、次の準備及び基本訓練を実施するように留意すること。

(1) 身体的諸動作訓練

入所者の日常生活に必要な諸知覚及び諸動作に習熟せしめること。

(2) 盲人安全つえの使用

盲人安全つえの室内及び室外における使用法を教えること。

(3) 点字教育

6か月以上点字の習得に必要な知識技能について教えること。

4 設備

(1) 視覚障害者更生施設には、第1章第9の3に掲げる設備のほか、医務室、職業訓練室及び図書室を設け、職業訓練に必要な機械器具及び点字図書類を整備するとともに、教養娯楽にあてるための集会室を設けることが望ましいこと。

なお、あん摩マッサージ指圧師等養成施設にあっては、上の設備のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則に規定する設備を有すること。

(2) 入所者が運動するに必要な屋外運動場を設けること。

(3) 浴室、便所、廊下等に手すりを付置し、昇降口、出入口及び非常口には、マット、板切れ等をもつて標示する等身体の不自由を補完する設備を設けること。

(4) 2階建の場合における避難設備は、滑台式のものを2か所以上に設けること。

5 職員

(1) 視覚障害者更生施設には、次の職員を置くものとすること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には他の職務を兼ねることができる。

ア 施設長

イ 医師

ウ 職業指導員

エ 生活指導員

オ 看護婦

(2) 職業指導員又は生活指導員のうち、少なくとも1人は点字の指導ができる者でなければならないこと。

第5 聴覚・言語障害者更生施設

(1) 入所期間

1年を原則とするが、特に必要と認めるときは、さらに6か月以内の延長を認めることができること。

(2) 医学的診断及び治療

医学的診断には、臨床診断と同時に聴覚の機能的状態を把握することが必要であり、また治療に当たつては、入所者の障害の現症を明確に把握し、治療的余地及び手段の有無を発見して治療方針をたてること。

(3) 聴力検査及び語音明瞭度検査

聴力の検査は、主として純音聴力検査によつて行うが難聴の種類、失官年齢等に応じて、他覚的聴力検査、語音明瞭度検査等もあわせて実施すること。

なお、聴力検査は、聴能訓練及び読話訓練の経過においても定期的に行うこと。

4 聴覚更生訓練

(1) 補聴器装用訓練

補聴器装用訓練は、補聴器の機能を検査し、各人に最も適したものを見定し、残存聴力を最大限に活用することを目的として行うものであつて、補聴器の1日における使用時間数を漸次増大する等の方法により実施すること。

なお、この場合における補聴器の検査及び選定は、次の方法により実施すること。

ア 補聴器の検査に当たつては、その出力、感度、周波数特性、音量圧縮、耐久力等器械の性能について詳細に検査すること。

イ 補聴器の選定に当たつては、聴力測定及び語音明瞭度検査等によつて聴覚障害の状態を適確に知るとともに、各種の補聴器の装用により聴き明瞭度及び許容快適度の検査を行い、障害者に最も適合したものを選定すること。

(2) 聴能訓練

聴能訓練は、残存聴力を訓練して一般会社との交信ができるだけ容易にすることを目的とするもので、レコード、ラジオ等を利用して、音、言語に対する弁別能力を訓練するとともに、騒音な場所(道路、集会所等)における訓練をも実施すること。

(3) 読話訓練

読話は聴覚を補い、又は聴覚に代つて会話の理解を容易にするためのものであるので、聴能訓練とあわせて毎日一定時間必ず実施すること。

(4) 運動機能訓練

平衡機能障害を有する者に対しては、その障害の原因及び種類に応じた運動機能訓練を行うものとすること。

5 音声、言語機能更生訓練

音声学、言語心理学、聴覚学等の知識に基づき、視覚的方法、触覚的方法等適當な代償的方法及び特殊な機械装置の活用によつて言語機能更生訓練を聴能訓練又は読話訓練と関連させて実施すること。

6 心理的更生

第2章第3の3(肢体不自由者更生施設における心理的更生)に準じて取り扱うこと。

7 職業的更生

職業訓練の実施に当たつては、次の点に留意すること。

- (1) 補聴器等の活用により、作業を容易にするよう指導すること。
- (2) 入所者が自立更生するための技術的素地を与えるとともに、健常者との交信方法等社会的な更生に特別な注意を払うこと。
- (3) 職業科目は、地方の実情を検討し、入所者の特性を十分考慮して広く職種を選定するように努めること。

8 設備

- (1) 聴覚・言語障害者更生施設には、第1章第9の3に掲げる設備のほか、医務室、職業訓練室を設け、治療及び訓練に必要な機械、器具類を整備しなければならないこと。
なお、教養娯楽にあてるための集会室を設けることが望ましいこと。
- (2) 危険等を知らせるため、有色電球、有色標識及びたいこ等必要な設備及び器具を備えつけること。

9 職員

- (1) 聴覚・言語障害者更生施設には、次の職員を置くものとすること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、他の職務を兼ねることができる。

ア 施設長

イ 医師

ウ 心理判定員

エ 職能判定員

オ 職業指導員

カ 生活指導員

キ 聴能訓練師

ク 看護婦

- (2) 生活指導員のうち、少なくとも1人は口語又は手話の指導ができる者でなければならないこと。

第6 内部障害者更生施設

1 入所者の要件

第1章第1の入所者の要件に該当する者で心臓又は呼吸器の機能に障害のあるもの及びその他の内部障害者で内部障害者更生施設の長において特に入所させることを必要と認めたものであること。

2 入所期間

1年を原則とし、必要に応じて延長しうるものとすること。

3 健康管理

入所者の健康管理は医師の責任であり、医師は、入所者が、諸種の訓練を行つてゐる関係上、安静患者以上に正確にその健康状態を把握しなければならないこと。

(1) 医療管理

ア 呼吸器機能障害者については次のとおりとすること。

(ア) 定期的検査

次の基準により、定期的に診断及び諸検査を行うこと。

- a 面接により自覚症状の聴取及び聴打診を含む総合的診断 月1回
- b 咳痰培養検査（培養成績のコロニー数を記載すること。） 月1回
- c 咳痰塗抹検査 月1回
- d 赤沈検査 月1回
- e 体重測定 月1回
- f 肺活量測定 月1回
- g レントゲン写真、異常がない場合 4か月に1回

(イ) 異常がある場合の措置

- a 菌所見、赤沈値、自覚症状、他覚症状等に異常のある場合には、必要な検査を直ちに実施すること（この場合において、充分な設備がない場合には、高性能を有するもよりの施設を利用すること。）。
- b レントゲン写真に異常が認められたり、赤沈値が異常に増加したり、その他精密検査の結果異常があると認められた場合には、直ちに作業又は訓練を中止して原因を探求し、必要に応じ退所させ、医療機関へ送るなどすみやかに必要な措置をとること。

(ウ) 記録

医療管理の経過を記録するため、一般患者の例にならい、総括表を備え付け諸検査諸療法の結果を記入し、全般的な健康状態の把握を行うこと。

イ 心臓機能障害者については、次のとおりとすること。

(ア) 定期的検査

- a 面接により自覚症状の聴取及び聴打診を含む総合診断 月1回
- b 体重測定 月1回
- c 血圧測定 月1回
- d 心電図による診断 異常がない場合 4か月に1回

(イ) 異常がある場合の措置

呼吸器機能障害者の場合に準ずるものであること。なお、急性症状の発現等緊急事態に対処するため医療機関との連けい体制等に特に留意すること。

(2) 栄養

内部障害者に特に必要な栄養を含む合理的な献立を作り、正しい調理方法によつて給食するとともに、必要な熱量、適量の蛋白質、脂肪、ビタミン及びミネラルを有するものでなければならないこと。

(3) 安静休養

医師の診断に基づき、教養、職業訓練以外の時間は個々の体力回復の程度により安静休養の時間を設け、健康の増進に努めること。

4 職業訓練

職業訓練の実施に当たつては、次の点に留意すること。

- (1) 職業訓練は、作業療法を終了し、一般の就労に堪えられる者であつて、社会復帰において前職に復帰できない者や職場転換を要する者、又は療養中職を失つた

者あるいは最初より職業的経験のない者に対し、内部障害者の特性に応じた安全な職業に就かせるように訓練することを目的とし、職業に対する自信を与えることについて心理的更生の効果を有するものであること。

- (2) 職業科目は、地方の実情を検討し、入所者の特性を十分考慮して広く職種を選定するよう努めること。
- (3) 職業訓練は、準備訓練、基本訓練及び応用訓練の3過程に分けて実施すること。
なお、職業訓練を実施するに当たつては、判定会議を開き、医学的、心理的、職能的に判定した結果に基づいて入所者と相談をし、入所者の身体的状況、能力、意欲、興味、適性並びに家庭の状況や施設周辺の社会的条件等を勘案して、最も適した職業の種目を選ぶようにすること。
- (4) 職業訓練の初期である入所直後2乃至4週間においては、準備訓練として主として作業療法を行う。この場合最初は軽度のものより始め、その影響を観察して後その強度を増しあるいは時間数を増加するなど、段階的に実施するよう考慮すること。
- (5) 基本訓練は10か月間位を適當とし、特別の知識、技能を必要とする職業を適職とする者に対して、その職業に就くことを容易にするため、それに必要な知識、技能を授けることを目的としてこれを行うこと。
- (6) 応用訓練は基本訓練後原則として1か月位を適當とし、最後の仕上の意味で、心身ともに実際の職業現場に就いた時の態勢をとらせるようにし、必要に応じ、入所者を在所のまま理解ある職業現場に委託して見習実習をさせるなど所外実習を行うこと。
- (7) 各訓練期ごとに毎週あるいは毎月訓練経過について検討を行い、健康状態、心理的適応状況、能率等につき吟味、検討して次の処方、計画を立てるようにすること。
- (8) 職業訓練の指導にあたる者は、技術面のみならず、その医学、心理面にも考慮を払い入所者の全般的更生に留意すること。

5 生活指導

生活指導は、日常生活を正しく指導することによって健康管理及び職業訓練を効果あるようにし、かつ、長期の療養後における社会生活復帰のための精神訓練と教養の補充を行うとともに、入所中の生活を適正かつ豊かに送らせることを目的とするものであり次により実施すること。

- (1) 生活指導は、ケース・ワーカーがこれに当たり、夜間においては職員が必ず宿直してその任に当たること。
- (2) 日課表を作成し、厳格に実施すること。
- (3) 日課表中に教養、学習の時間を設け、適当な学科を教授するとか、通信教授を勧奨するなど教養の充実に努めること。
- (4) 入所者とその家族との連絡を密にし、施設職員、入所者及び家族の三者より成る会合を定期的に開催するなど、入所者並びにその家族の福祉の向上に努めること。

6 設備

(1) 内部障害者更生施設には、第1章第9の3に掲げるほか次の設備を設けなければならないこと。

- ア 医務室
- イ 職業訓練室
- ウ 職能判定室
- エ 理学療法室兼作業療法室
- オ 娯楽室（図書室を兼ねることができる）
- カ 講堂（集会室を兼ねることができる）
- キ 宿直室
- ク 汚物処理場

(2) 設備の基準は、第1章第10の規定によるほか次の各号によること。

ただし、静養室は、なるべく医務室又は保健婦若しくは看護婦が常にいる部屋に近く、閑静で日当り及び通風のよい場所に設けること。

- ア 居室にはベッドを備え付け、私物棚を設けるとともに換気に考慮すること。
- イ 面接室には、心理判定に必要な器具を備え付けることを原則とすること。
- ウ 医務室には、必要な医療品及び衛生材料を備え付けるとともに必要な医療機械器具を備え付けること。
- エ 職業訓練室は、訓練の種目に応じて必要な広さを有し、かつ、施設に充分の考慮が払われているとともに、これに必要な機械器具を備えること。
- オ 職能判定室には、職能判定に必要な器具を備え付けること。
- カ 理学療法室兼作業療法室には、理学療法及び作業療法に必要な器具が備え付けられていること。

(3) 敷地は、内部障害者の特性に応じた広さを確保すること。

7 職員

(1) 内部障害者更生施設には、次の職員を置くものとすること。ただし入所者の処遇に支障がない場合には、他の職務を兼ねることができる。

- ア 施設長
- イ 医師
- ウ 作業療法士
- エ 心理判定員
- オ 職能判定員
- カ 職業指導員
- キ ケース・ワーカー
- ク 保健婦（看護婦でもよい）

(2) 心臓機能障害者を入所させる場合には、心臓疾患の治療に関して相当の学識経験を有する医師を勤務させること。

(3) ケース・ワーカーは、身体障害者福祉司又は社会福祉主事の資格を有する者でなければならないこと。

8 その他

(1) 他の機関との協力

内部障害者更生施設は、入退所その他の場合において連絡協調を要する場合が多いので、福祉事務所をはじめ社会福祉施設、医療機関、保健所等衛生行政機関、公共職業安定所、公共職業訓練所、雇用者団体等労働関係機関、医師会及び衛生関係団体等と常時密接な連絡を保ち、必要に応じ、これら包含する定期的会合を行うなどしてこれらの諸機関の協力を得るようにし、入所者の福祉の便を図ること。

(2) ボランティア等による援助

ア 内部障害者更生施設は、入所者の更生過程が医学、社会福祉及び職業等各分野にわたるため、その安全な運営には担当職員を必要とするところであるが、特殊な職業訓練を希望する者に対して正規の職員である指導職員が得られない場合又は教養面の教授法に困難する場合などにおいてはボランティアの援助が得られるよう努めること。

イ 娯楽面においてもボランティアとの連けいを考慮すること。

ウ 民生委員との連絡についても、他の身体障害者の場合に準じてその協力が得られるようすること。

第7 重度身体障害者更生援護施設

1 入所者の要件

第1章第2の入所者の要件に該当する者で、次の要件を充たすものを主たる対象とすること。

職業的更生は困難であるが、少なくとも、自助動作の機能が回復する可能性があると判定される重度の肢体不自由者又は重度の内部障害者であること。

2 入所期間

おおむね5年以内とし、入所者各人にに対する指導計画によつて適宜決定するものであること。

3 入所者の待遇

入所者の待遇に当たつては、重度の肢体不自由者については第2章第3の肢体不自由者更生施設の基準（「職業的更生」の部分を除く。）に準じ、重度の内部障害者については第2章第6の内部障害者更生施設の基準（「職業指導」の部分を除く。）に準じて取り扱うものであるが、重度の身体障害者の特性にかんがみ、次の点のうちそれぞれの特性に応じた事項について留意すること。

なお、重度の肢体不自由者に対する職業的更生又は重度の内部障害者に対する職業訓練についても、入所者各人の特性及び必要性に応じ、第2章第3の肢体不自由者更生施設の基準のうち「職業的更生」又は、第2章第6の内部障害者更生施設の基準のうち「職業訓練」の趣旨に沿つて指導を行うことは差し支えないこと。

(1) 二次的変形をまねくことのないよう、その予防措置に努めるとともに、各人の残存機能を最大限に育成助長するための訓練をしなければならないこと。

(2) 義肢装具の装用とともに各人の必要に応じた自助用具等を積極的に使用させ、自力による日常生活が可能になるよう指導すること。

(3) 常時就床している者に対しても効果的な各種療法を実施すること。

(4) 入所者は障害に起因する社会的、心理的不適応の傾向が著しく、また行動範囲も極めて制限される結果、自閉的、かつ消極的になりがちであるので、更生の動

機づけについては十分配慮されなければならないこと。

(5) 重複障害者に対しては、その障害の種類に応じ、必要な指導を行うこと。

4 設備

重度身体障害者更生援護施設の設備は、その障害の種類に応じ、第2章第3の肢体不自由者更生施設の基準又は、第2章第6の内部障害者更生施設の基準に準ずるほか、次の各号によること。ただし居室の面積は一人当たり有効面積を、6.6平方メートル以上とし、入所者が使用する廊下の幅員は2.2メートル以上とすること。

- (1) 施設の構造設備は、重度の身体障害者の特性に合致するよう工夫され、特に身の廻りの用を足すために便利なものとしなければならないこと。
- (2) 教養娯楽にあてるための集会室を必置すること。
- (3) 寝具は原則としてベッド式とすること。

5 職員

重度身体障害者更生援護施設には、次の職員を置き、(3)から(9)の職員は、総じておおむね入所者数を4.1で除して得た数以上を置くものとすること。

なお、看護婦については保健婦にすることが望ましいこと。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、他の職務を兼ねることができる。

おつて、重度の内部障害者を入所させる場合には、第2章第6の内部障害者更生施設の基準を考慮すること。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 心理判定員
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) あん摩マッサージ指圧師
- (7) 生活指導員
- (8) 看護婦
- (9) 紫母

第8 障害の異なる身体障害者を入所させる身体障害者更生施設の運営の要件

更生援護の計画、健康管理、更生訓練等の処遇等が入所対象となるそれぞれの身体障害者に適したものである場合には、第2章第2の規定にかかわらず、肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設に厚生大臣の承認を受けて、障害の異なる他の身体障害者を入所させることができる。

第9 通所事業

身体障害者更生施設へ通所させて必要な訓練等を行う場合（以下「通所事業」という。）には、次に定めるところによる。

1 通所者の要件

第1章第1の入所者の要件に該当する者で、地理的条件、障害状況等を勘案して通所によつても十分その更生効果が得られるものに限ること。

2 通所定員

厚生大臣の承認を受けたものとすること。

3 通所期間

身体障害者更生施設の種類に応じた訓練等の期間の範囲内において通所者の障害の状況等を勘案して施設において適宜決定するものとすること。

4 設備

通所部門（通所により訓練等が行われる部門をいう。以下同じ。）については、通所による訓練等を行うのに必要な設備が完備されていなければならないこと。

5 職員

通所部門における職員は、その訓練等に必要な職員を配置するものとすること。

6 その他

(1) 訓練等は、身体障害者更生施設における指導等にとどまらず、身体障害者の家庭及びその他環境による条件にも影響されるので、通所事業の実施に当たつては、施設長は当該身体障害者の家庭等と密接な連けいを保ち、通所事業について一貫した体制を確立するよう努めるものとすること。

(2) 通所部門についても必要な帳簿を整備するものとすること。

第3章 身体障害者療護施設

第1 入所定員

30名以上（特別養護老人ホームに合築又は併設する場合にあつては10名以上）とすること。

第2 生活指導等

- 1 身体障害者療護施設は、入所者に対し、その身体的及び精神的条件に応じ、機能を維持し又は機能の減退を防止するための訓練に参加する機会を与えるように努めなければならないこと。
- 2 入所者の日常生活に充てられる場所は必要に応じ、採暖のための設備を設けなければならないこと。
- 3 1週間に2回以上入所者を入浴させ又は、清拭しなければならないこと。

第3 設備

- 1 身体障害者療護施設には、第1章第9の3に掲げるほか次の設備を設けなければならないこと。
 - (1) 医務室
 - (2) 宿直室
 - (3) 寮母室
 - (4) 看護婦室
 - (5) 機能回復訓練室
 - (6) 集会室
 - (7) 汚物処理設備
- 2 設備の基準は、次のとおりとすること。
 - (1) 居室

第1章第10の1の規定によるほか、次の各号によること。ただし居室の面積は一人当たり有効面積を6.6平方メートル以上とすること。

ア 寝台（原則として特殊寝台とする。）又はこれに代わる設備を備えること。

イ 入所者の身の回りの品を保管できる設備を備えること。

(2) 静養室

前号ア、イに定めるところによること。

(3) 浴室

入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽及び入浴のための特別な設備を設けること。

(4) 医務室

入所者を診療するため必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(5) 療母室

居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

3 前2項に規定するもののほか身体障害者療護施設の設備の基準は、次に定めるところによること。

(1) 廊下の幅は第1章第10の5の規定にかかわらず2.2メートル以上とすること。

(2) 廊下、便所、その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 居室、静養室、便所、その他入所者が日常使用する設備には、呼鈴又はこれに代わる設備を設けること。

(4) 居室等が2階以上の階にある場合は、屋内に傾斜路又はエレベーターを設けること。

(5) 洗面所は、居室のある階ごとに設けること。

第4 医療

1 身体障害者療護施設は入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力病院を定めておかなければならぬこと。

2 身体障害者療護施設の医務室は医療法（昭和23年法律第205号）第1条第2項に規定する診療所でなければならないこと。

第5 職員

1 身体障害者療護施設には、次の職員を置き、(3)から(6)の職員は、総じておおむね入所者数を2.2で除して得た数以上を置くものとすること。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、他の職務を兼ねることができる。

(1) 施設長

(2) 医師

(3) 生活指導員

(4) 理学療法士

(5) 看護婦

(6) 療母

2 施設長は、社会福祉主事の資格を有する者若しくは、社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならないこと。

- 3 生活指導員は、社会福祉主事の資格を有する者又は、これと同等以上の能力を有する認められる者でなければならないこと。

第6 介護

身体障害者療護施設は入所者に対する介護を常時行うことができるように職員の勤務の体制を定めておかなければならぬこと。

第4章 身体障害者授産施設

第1 種別

身体障害者授産施設の種別は、身体障害者授産施設、重度身体障害者授産施設、身体障害者通所授産施設とする。

第2 定義

- 1 身体障害者授産施設は、身体障害者で雇用されることの困難なもの又は生活に困窮するもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させる施設（重度身体障害者授産施設及び身体障害者通所授産施設を除く。）とする。
- 2 重度身体障害者授産施設は、重度の身体障害者で雇用されることの困難なもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させる施設とする。
- 3 身体障害者通所授産施設は、身体障害者で雇用されることの困難なもの等を通所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させる施設とする。

第3 身体障害者授産施設

1 入所期間

身体障害者授産施設の性格上職業の種類、入所者の経歴等を勘案して身体障害者授産施設において適宜決定すること。

ただし、著しく長期にわたることにより、入所者の更生意欲を阻害することのないように留意すること。

2 心理的更生

第2章第3の3（肢体不自由者更生施設における心理的更生）に準じて取り扱うこと。

3 職業的更生

- (1) 授産指導を合理化するために、授産種目について作業の内容及び特質、並びに必要とする身体的要件等を正確に把握し、これにより残存能力の活用を容易にするとともに、作業設備、作業工具の改善に努めること。
- (2) 作業科目には、主として製品の需給状況及び業界の動向を常時把握し、できるだけ多数の種目を選び、その趣味、能力に応じて職業選択の範囲を広くすること。
- (3) 肢切断又は機能障害者に対し、作業動作に適合した作業用義肢、手先用具又は被助具の装用により、作業能率を高め、作業に伴う困難苦痛、疲労等を軽減すること。

4 設備

- (1) 身体障害者授産施設には、第1章第9の3に掲げる設備のほか、作業室及び更衣室を設けなければならないこと。

- (2) 作業に必要な作業用機械器具類、照明装置、安全設備及びじんあい処理設備を設けなければならないこと。
- (3) 授産資材及び製品の運搬に必要な用具類を備え付けなければならないこと。
- (4) 作業室は、機械、設備の場所を除き、作業員1人につき1.65平方メートル以上でなければならないこと。

5 職員

- (1) 身体障害者授産施設には、次の職員を置くものとすること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、他の職務を兼ねることができる。

ア 施設長

イ 医師

ウ 職業指導員

エ 生活指導員

オ 看護婦

- (2) 施設長は、肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設又は聴覚・言語障害者更生施設における施設長となる資格と同等の資格を有する者とすること。

- (3) 当該施設に視覚障害者又は聴覚・言語障害者を入所させる時は、生活指導員のうち少なくとも1人は点字又は口話若しくは手話を解する者でなければならないこと。

6 作業収入

- (1) 身体障害者授産施設においては、事業収入から原材料費、光熱費、運搬費等必要最小限度の事業費を控除した金額は、全額工賃として作業員に支払わなければならないこと。
- (2) 工賃は、原則として出来高払とし、事情により固定給を併用して差し支えないこと。

第4 重度身体障害者授産施設

1 入所者の要件

第1章第1の入所者の要件に該当する重度の身体障害者であつて、その障害のため、作業能力をもちらん当該施設以外の場所においては就業することが極めて困難であると判定されたものでなければならないこと。

2 入所期間

入所者各人の作業能力等を勘案して当該施設において適宜決定すること。

3 健康管理

第1章第4の規定によるほか、入所者の身体的状況を正確に把握し、二次的変形及び附随症状増悪の予防に努めること。

4 更生訓練及び生活指導

第1章第7及び第8並びに第4章第3の2及び第3の3の規定によるほか次によること。

- (1) 入所者各人の残存機能の保持、活用が図られるよう訓練すること。
- (2) 義肢装具を装用させるとともに、各人の身体条件に応じた自動用具等を積極的に使用するよう指導する等、作業能力の向上を図ること。

(3) 入所者は、身体の障害に起因する社会的、心理的不適応の傾向が強く、かつ、行動範囲も極めて制限される結果、自閉的、消極的になりがちであるので、就労意欲の助長について特に配慮すること。

5 設備

重度身体障害者授産施設の設備は、第1章第9及び第10(1の(5)及び5を除く。)並びに第4章第3の4の規定によるほか次によること。

(1) 医務室及び教養娯楽の用に供するため集会室を置くこと。

(2) 居室の面積は、床の間及び押入を除いて1人につき6.6平方メートル以上とし、廊下の幅は2.2メートル以上とすること。

(3) 玄関、居室の入口、廊下、浴室、便所等には原則として階段を設けないこととし、必要に応じ防寒設備についても配慮すること。

(4) 作業室及び作業設備の規模構造については、重度の身体障害者が作業に従事し、十分に能率の向上が期待できるよう各人の障害の種類及び障害程度に適合するよう工夫するとともに、保安設備について特に留意しなければならないこと。

6 職員

重度身体障害者授産施設には、次の職員を置き、(3)から(6)の職員は、総じておむね入所者数を6.7で除して得た数以上を置くものとすること。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、他の職務を兼ねることができる。

(1) 施設長

(2) 医師

(3) 職業指導員

(4) 生活指導員

(5) 保健婦(看護婦でもよい)

(6) 寮母

7 作業収入

第4章第3の6の規定によること。

第5 身体障害者通所授産施設

1 通所者の要件

第1章第1の入所者の要件に該当する者であつて、身体障害者授産施設への入所対象となる身体障害者のうち、地理的条件、障害の状況等を勘案して通所によつても十分その更生効果が得られるものとすること。

2 通所定員

第1章第2の規定にかかわらず20名以上とすること。

3 通所期間

通所者各人の作業能力等を勘案して当該施設において適宜決定すること。

4 設備

(1) 身体障害者通所授産施設には、第1章第9の3((1)、(3)、(6)、(7)、(8)を除く。)に掲げるほか、次の設備を設けなければならないこと。

ア 作業室

イ 更衣室

ウ 食堂（兼集会室）

エ 医務室（兼静養室）

(2) 設備の基準は次のとおりとすること。

ア 作業室

通所者が作業に専念し、十分な能率の向上が期待できるよう、各人の障害の種類及び程度に応じて工夫するとともに、保安設備を設ける等通所者が安全に作業に従事できるよう特に留意すること。

イ 医務室

通所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

5 職員

身体障害者通所授産施設には、次の職員を置くものとすること。ただし、通所者の処遇に支障がない場合には他の職務を兼ねることができる。

(1) 施設長

(2) 指導員

(3) 医師

6 作業収入

第4章第3の6の規定によること。

第6 通所事業

身体障害者授産施設及び重度身体障害者授産施設へ通所させて必要な訓練等を行う場合には、第2章第9の定めるところによること。

平成12年度障害保健福祉部予算（案）の概要

平成11年12月
大臣官房障害保健福祉部

【部所管予算額】 560, 175百万円 → 616, 774百万円 (対前年比110.1%)
 ※ 訪問介護（ホームヘルプサービス）事業等老人保健福祉局からの組み替え分（28, 075百万円）
 を除いた場合対前年比105.1%

I 「障害者プラン」の推進

(11年度) (12年度)
 254, 593百万円 → 276, 670百万円
 (対前年比108.7%)

障害者の地域における自立を支援するため、地域生活援助事業（グループホーム）等障害者の住まいの確保、授産施設等障害者の働く場の確保等平成14年度の目標達成に向けて一層の推進を図る。

「住まいと働く場ないし活動の場の確保」

(1) 地域生活援助事業（グループホーム）

ア 知的障害者地域生活援助事業 3, 007百万円 → 3, 711百万円

イ 精神障害者地域生活援助事業 971百万円 → 1, 152百万円

(2) 福祉ホーム

ア 身体障害者福祉ホーム 70百万円 → 76百万円

イ 精神障害者福祉ホーム 156百万円 → 172百万円